

## 無形文化遺産部会の設置について

平成 30 年 4 月 日  
文化審議会 決定

### 1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

### 2. 調査審議事項

- (1) 無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 無形文化遺産保護条約第 12 条 1 に基づき、我が国の無形文化遺産の目録の更新に関する事項
- (3) 無形文化遺産保護条約第 16 条 1 に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補に関する事項
- (4) その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

### 3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

### 4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

## 無形文化遺産部会委員

(平成30年4月 日現在)

(正委員)

岩崎まさみ 北海学園大学客員教授

松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

内田 篤呉 MOA美術館館長

大林賢太郎 京都造形大学教授

小野寺節子 国士舘大学非常勤講師

唐澤 昌宏 東京国立近代美術館工芸課長

久保田裕道 東京文化財研究所  
無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長

清水 真一 徳島文理大学教授

竹内由紀子 女子栄養大学准教授

西岡 陽子 大阪芸術大学教授

原田 一敏 ふくやま美術館館長

古家 信平 元筑波大学教授